(作成日:令和5年3月1日) (最終更新日:令和5年7月1日)

## オーストラリア向け輸出かきの取扱要綱

## 1 目的

本要綱は、オーストラリア向け輸出かきについて、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則(令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号)第3条に基づく原産地証明書の発行に関する手続を定めるものである。

## 2 定義

この要綱における用語の意義は、以下のとおりとする。

- (1) 証明書 我が国からオーストラリア向けに輸出されるかきが、オーストラリアが 指定する海域以外で得られたものであって、我が国で加工・保管されたことを証明 する書面をいう。
- (2) オーストラリアが指定する海域 広島県の広島湾北部及び西部海域又は呉湾の海域をいう。
- (3) かき 以下を除いたかきをいう。
  - ① 密閉容器に包装され、加熱処理によって滅菌されたもの
  - ② 常温保存が可能なもの
- (4) 地方農政局等 別表1の左欄に掲げる農林水産省の各地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局をいう。
- (5)輸出証明書発給システム 別紙 ZZ-01「一元的な輸出証明書発給システムについて」に規定する一元的な輸出証明書発給システムをいう。

#### 3 証明書の発行権者

この要綱による証明書を発行することができるのは、別表1の左欄に掲げる地方農政局等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる者(本要綱において「地方農政局長等」という。)とする。

#### 4 申請者等の条件及び申請先

(1) 申請者等の条件

証明書の発行を申請することができる者(本要綱において「申請者」という。)は、 証明書の対象となるかきを輸出しようとする者とし、申請者又はその代理人(本要 綱において「申請者等」という。)は、日本国内に事務所を有する者とする。

なお、代理人が証明書の発行を申請する場合においては、輸出しようとする者が 作成した委任状(別紙 ZZ-01「一元的な輸出証明書発給システムについて」の様式 2 を、地方農政局等に提出するものとする。

#### (2) 申請先

申請者等は、証明書の発行申請を、次の①又は②の場所を管轄する地方農政局長等宛に行う。

- ① 申請者の所在地又は住所
- ② 輸出しようとするかきを原料とした商品が加工・保管された施設の所在地

#### 5 証明書の発行申請

#### (1) 申請方法

証明書の申請者等は、輸出証明書発給システム又は輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が設ける輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)により申請するものとする。なお、これらのシステムの故障又は改修により、システムによる申請ができない場合は、申請者等は、別記様式1に基づき申請できるものとする。

# (2) 申請に必要な添付書類

申請者等は、(1)に規定するシステムによる証明書の申請に当たり、別表2に掲げる書類を電子化(PDF 又は画像)したものを添付するものとする。なお、電子化した書類については、当該申請に対する証明書の発行日より一年間、申請者等が保管するものとする。

## (3) 申請内容の審査

地方農政局長等は、申請者等が添付した別表2の書類を確認し、次に定める項目を審査する。また、地方農政局等は、申請内容の確認にあたり、必要に応じて、申請者等に対し追加資料の提出を求めることができる。

- ① インボイスの番号
- ② 商品名、数量、重量及び包装形態
- ③ 出発地名、到着地名、出港日及び船名(航海番号含む)・航空便名
- ④ 輸出業者の名称及び所在地
- ⑤ 輸入業者の名称及び所在地
- ⑥ 輸出しようとする商品の原料となるかきが生産された地域(都道府県及び生産 海域(採捕区域))
- ⑦ 輸出しようとする商品の生産・加工施設の名称及び所在地

## (4) 現地確認その他必要な調査の実施

地方農政局長等は、申請者等から提出された申請書類等の内容について、必要があると認められる場合は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)第53条第1項に基づき、申請者等に報告を求めるほか、現地確認及びその他の調査を実施するものとする。

#### (5)証明書の発行

地方農政局長等は、申請者等から提出された申請書類等を審査し、問題がないと認められるときは、証明書(別記様式 2)を発行するものとする。この際、地方農政局長等は、証明書について、①の通りオーストラリア政府へ送付するものとする。なお、オーストラリア政府へ送付できない場合には、②又は③により申請者等へ交付するものとし、③の場合、郵送に要する経費等は、申請者等が負担するものとする。

- ① 電子ファイル(証明書)を電子的に送信
- ② 農林水産省本省、地方農政局等、農林水産省職員の駐在地又は委託を受けて証明書の交付を行う者の事務所において手交
- ③ 郵送

## 6 証明書の発行の停止等

地方農政局長等は、次のいずれかの場合に該当するときは、輸出・国際局長と協議の上、当該申請を行った者に対する証明書の発行を停止し、又は取り消すことができる。

(1) 申請書類の記載内容が虚偽若しくは不実であると認められる場合又はその疑いが

ある場合

- (2) 過去に交付を受けた証明書を不正に使用したことが判明している者(本要綱において「不正使用者」という。)、不正使用者と実質的に同一であると判断される者、不正使用者が経営する事業者等からの申請であって、当該申請を行った者に発行した証明書の適正使用が確保されないと判断される場合
- (3) その他に相当の理由があると認められる場合

### 7 証明書発行状況の報告

地方農政局長等は、証明書の発行状況を輸出・国際局長に報告するものとする。ただし、本報告は輸出証明書発給システムのデータを集計することにより、報告したものとみなすことができる。なお、システムの故障又は改修により、輸出証明書発給システムから証明書が発行できない場合にあっては、地方農政局長等は、証明書の発行状況を別記様式3に取りまとめ、輸出・国際局長に対し、発行日の翌日までに報告すること。

#### 8. 留意事項

- (1) 申請者等は、輸出を行うことを予定する日までに証明書を受領することができるよう、十分な猶予をもって申請を行うこと。なお、地方農政局等は、理由の如何を問わず、申請者等が輸出を行うことを予定する日までに証明書を受け取ることができない場合の責任を負わないものとする。
- (2) 事前の予告なく証明書の発行が遅延し、一時的に発行が停止し、又は本要綱の変更等が行われる可能性があるが、国は、これに起因する損害等を補償しない。

附 則(令和5年6月27日付け5輸国第1385号)

1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

## 別表1

地方農政局等	証明書の発行者
各地方農政局	地方農政局長
北海道農政事務所	北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局	内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

# (別表2) 確認項目及び確認書類

確認項目	確認書類 (いずれかで左の項目が確認できればよい)
インボイスの番号 商品名、数量、重量及び包装形態 出発地名、到着地名、出港日及び船名 (航海番号含む)・航空便名 輸出者の名称及び所在地 輸入者の名称及び所在地 輸出しようとする商品の原料となるか きが生産された地域(都道府県及び原 産海域(採捕区域))	1. 左の項目が確認できる以下のいずれかの 書類 ・インボイス ・パッキングリスト ・積戻し許可通知書 ・輸入許可通知書 ・商品ラベルのコピーや商品の写真 2. 1. に加えて、かきを生産した漁業者から製品の輸出に至るまでの全ての取引に係る売買関係書類 (注1)
輸出しようとする商品の生産・加工施 設の名称及び所在地	左の項目が確認できる営業許可証等(公的な存在証明) <sup>(注2)</sup>

- 注1:商流、かきの生産された地域が確認できるものであること。なお、加工品の場合、 かきを生産した漁業者から製造者までの間の売買関係書類は、申請者又は製造者に よる確認書(別記様式4)で代替してよい。
- 注2:営業許可証のほか、国税庁の法人番号公表サイトの写し、公共料金の請求書等を含む。また、生産・加工施設が水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第2条に規定する水産業協同組合又はこれと同等の組織の施設の場合は、添付を省略することができる。